



→市内に空き家をお持ちの方へ→

あなたがお持ちの空き家を

彦根市空き家バンク

に登録して活かしてみませんか？



彦根市空き家バンク
カモン

彦根市空き家バンクとは？

☆ 空き家に関する困りごとに対して
現地確認と専門家助言をふまえ
丁寧に相談対応しています

☆ 活用提案や、買いたい・借りたい方
を見つけるお手伝いをします

「空き家を利活用したい」所有者や、「空き家に住みたい」
活用希望者をマッチングすることで、人と人のご縁を結び、
居住環境の充実やコミュニティの形成や歴史、文化、学術、
湖畔のまち 彦根の魅力向上を目指し活動しています。

例えばこんな声…

管理が大変
どうにかしたい

何から相談したら
いいかわからない

売れるの？



空き家物件所有者

利用料

無料

契約に際しては仲介手数料等の諸経費が必
要になります。

対象

市内に空き家をお持ちの方

彦根市内に空き家を所有している方であれば、県外にお住まいでもバンクの利用が可能です。

空き家所有者様のバンク登録の流れ

1



電話・メールでご連絡
スタッフによる
簡単なヒアリング

※情報は守秘いたします

2



専門家同行での
物件現地調査

※物件の状況により登録に
至らない場合もあります

3



バンク登録
HPでの情報公開

※登録にあたり提携の不動産業者との
専属専任契約が必要になります
※情報公開はHPに掲載する方法の他、
活用希望者への直接案内も可能です

4



活用希望者との
マッチング

※専門家の助言のもと
境界確定・家財処分等の費用負担
についても調整をおこないます

5



交渉・契約

※契約が成立した場合、
仲介手数料等の諸経費が
必要になります

- 以下を確認のうえご連絡いただくと登録がスムーズになります -

- 資料（固定資産税通知書・登記簿等）の準備
- 所有者（名義人）本人からの連絡
- 家財の整理
- 定期的な管理

お問合せ

彦根市空き家バンク 事務局
TEL **0749-23-2123**

電話対応時間 10:00 ~ 18:00 (土日祝、年末年始、お盆、GWを除く)

活動詳細・メールフォームからの問い合わせは
ウェブサイトへアクセス

URL <https://www.hikone-akiya.com>

ウェブサイト





彦根市空き家バンクのしくみ



<空き家物件所有者>

<空き家活用希望者>



空き家をそのままにしておくと

- 火災 倒壊 悪臭 不審者侵入
- 草木の越境 不法投棄 など...

さまざまな問題の温床となり
地域の生活環境に悪影響が
及ぶことがあります

空き家の適正な管理は 所有者や管理者の責任です

彦根市空き家等の適正管理に関する条例により定められています

建物の状態が悪く、多額の改修費用をかけなければ空き家としての活用（賃貸・売買）ができない場合もあります。適正な管理をお願いします。

長年人が住まなくなった家は住んでいる時より早いペースで劣化すると言われています。そのままにすると周囲に迷惑をかけ、損害賠償がかかることもあります。

空き家にかかる費用イメージ



		空き家を	
		売らない	売る
管理を	しない	固定資産税 (+賠償金)	安く売る (建物状況によっては 売れないことも)
	する	固定資産税 (+管理費)	適正価格で売る



あなたはどちらを選びますか？